

第 2 回 臨 時 庁 議 要 旨

日 時：平成 24 年 3 月 19 日（月）

午後 4 時 30 分

会 場：庁議室

[報告事項]

1 平成 23 年人事院勧告の実施について（総務部人事課）

平成 23 年 9 月に人事院が国に対し、国家公務員給与の平均 0.23%引き下げを求めた改定を勧告したが、国がその実施を見送ったことから、石巻市においても実施を見送ることとしたが、今回、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立したことに伴い、国家公務員に準じて給与改定を実施することとした。ただし、若年層である主事級、主任主事級については対象外とする。

(1) 主な内容

① 給料表の改定

50 歳代を中心に 40 歳代以上を念頭において給料表の引き下げ改定（平均△0.23%）を行うもの。

・部長級	△0.38%
・次長級	△0.38%
・課長級	△0.43%
・課長補佐級	△0.42%
・主査級	△0.05%
・主任主事級	0
・主事級	0
・主任労務職	△0.34%
・労務職	△0.10%

② 今回の引き下げに伴う総影響額

・合計	17,755,175 円
-----	--------------

2 職員の給与削減について（総務部人事課）

これまで、平成 24 年 1 月から平成 25 年 3 月まで、市長は 20%、副市長は 15%、教育長は 10%の給与を削減しており、市議会議員についても、平成 24 年 1 月から平成 24 年 12 月までの間、報酬月額を 20,000 円削減している。

このことから、職員も市民とともに負担を分かち姿勢、決意を示すために、本市独自の給与削減を行うこととした。ただし、若年層である主事級については対象外とする。

(1) 主な内容

① 給料の削減

医師及び市立高等学校の教育職員を除く職員全員を対象とする。

・部長級、次長級	△4%
・課長級、課長補佐級（5 級）	△3%
・課長補佐級（4 級）、主査級 及び主任主事級	△2%
・主任労務職	△3%
・労務職	△2%

② 管理職手当の削減

医師及び市立高等学校教職員を除く全ての管理職員について、管理職手当を一律 10%削減することとした。

③ 削減期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間

以上